長沼町総合振興計画審議会　第３回福祉部会

日　時：平成 23 年 1 月 11 日（火）
9:00 ～
場　所：長沼町役場２階 第７会議室

会　議　次　第

１．開　　会

２．議　　事

（１）第５期長沼町総合振興計画の検討について

（２）その他

３．閉　　会

第２章第１０節「防犯体制の充実」の変更について

この節に「消費者問題」に関する事項を追加する。
そのため、節の見出しを「安心を支える体制の充実」とする。

第10節　安心を支える体制の充実

現況と課題

2009 年（平成 21 年）の犯罪発生件数は 107 件です。

犯罪内容は、車上ねらいや、侵入窃盗が多く見られます。また、次代を担う青少年の非行等も増加しています。

これまで、町議会では「暴力追放に関する宣言」（1969 年（昭和 44 年））、「防犯の推進に関する宣言」（1989 年（平成元年））を行い、さらに町民の安全意識の高揚と自主的活動推進のため「生活安全条例」（1999 年（平成 11 年））を制定するとともに、長沼町防犯協会、長沼町暴力追放運動推進協議会、中央・北・南の交番・駐在所と連携しながら安全な生活の確保に向けた取り組みを行っていますが、今後ともより一層連携を深め、防犯活動を充実することが必要です。

消費者問題については、近年、全国的な情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境が大きく変化してきており、製品事故の多発や販売方法がより悪質・巧妙化するなど、消費者問題がますます複雑・多様化し、不当請求や高齢者などを狙った悪質商法が後を絶たない状況となっています。

2009 年（平成 21 年）9 月に「消費者安全法」が施行されたことにより、市町村は消費者からの苦情に係る相談や苦情処理のためのあっせん、消費者安全確保のために必要な情報収集・提供など、相談窓口の役割を担うこととなりました。

施策の体系

安心を支える体制の充実

- ○関係機関等の連携強化による防犯体制の充実
- ○青少年健全育成活動の推進体制確立
- ○街路灯、防犯灯の整備促進
- ○消費生活行政の機能強化

主な施策

1）関係機関等の連携強化による防犯体制の充実

・長沼町防犯協会、長沼町暴力追放運動推進協議会及び栗山警察署等と連携を図り、啓発用チラシの発行・配布により、防犯意識の高揚を図ります。

2）青少年健全育成活動の推進体制確立

・全町的な青少年健全育成に向けた体制づくりを推進します。

3）街路灯、防犯灯の整備促進

・明るいまちづくりのために街路灯、防犯灯の整備を推進します。【再掲】

4）消費生活行政の機能強化

・消費者安全確保のため、国や道との情報交換など必要な情報収集、消費者への情報提供を行います。

・複雑・多様化する消費者問題に適切に対応するため、消費者相談員等を配置した近隣町による広域的な相談窓口の体制整備を図ります。